

議員提出議案第1号

湯河原町議会基本条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び湯河原町議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成23年3月4日提出

湯河原町議会議長 室 伏 重 孝 様

提出者	湯河原町議会議員	高橋延幸
賛成者	同	山本俊明
	同	室伏友三
	同	露木寿雄
	同	長谷川俊子
	同	原田洋
	同	丸山孝夫

(提案理由)

湯河原町議会基本条例の制定から、約4年が経過し、議会を取り巻く環境も変わってきていることから、新たな行政課題への対応や、さらに町民協働による政策の推進を図るため、条例に改正を要するので、本案を提出するものです。

湯河原町議会基本条例の一部を改正する条例

湯河原町議会基本条例（平成18年湯河原町条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「執行機関」の次に「(以下「町長等」という。)」を加え、同条第2項中「昭和22年法律第67号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第15条を第18条とし、第14条を第17条とする。

第13条第3項中「町長その他の執行機関」を「町長等」に改め、同条を第16条とする。

第12条第2項中「町長その他の執行機関」を「町長等」に改め、同条を第15条とする。

第11条第2項中「地方自治法」を「法」に、「別に条例で定めるところにより」を「町政の諸課題に柔軟に対応するため、町政全般にわたって、議員及び町民が自由に情報及び意見を交換する」に改め、同条を第14条とする。

第10条中「地方自治法」を「法」に改め、同条を第13条とする。

第9条を第12条とし、第8条を第11条とし、同条の前に次の1条を加える。

（広域政策への取組）

第10条 議会は、隣接市町と共通する課題の解決を図るため、互いに連携し、広域政策への取組の強化に努めなければならない。

第7条第1項中「町長その他の執行機関の職員」を「町長等」に改め、同条第2項中「町長その他の執行機関」を「町長等」に改め、同条を第9条とする。

第6条中「地方自治法」を「法」に改め、同条を第8条とし、同条の前に次の1条を加える。

（コミュニティの活動の支援）

第7条 議会は、コミュニティ（居住地を単位とした自治会、テーマ別に活動しているボランティア団体等をいう。以下同じ。）の自主性及び自立性に配慮するとともに、コミュニティの活動の推進に必要な情報提供

その他の支援に努めるものとする。

第5条第1項、第2項及び第4項中「町長その他の執行機関」を「町長等」に改め、同条第6項中「、説明会、町民懇談会又は出前講座」を「、議会報告会」に改め、同条を第6条とし、同条の前に次の1条を加える。

(町長等と議会及び議員の関係)

第5条 議会の本会議における議員と町長等（当該執行機関の職員を含む。次項及び第9条第1項において同じ。）との質疑応答は、広く町政上の論点又は争点を明確にするため、一問一答方式で行う。

2 議長から本会議又は常任委員会若しくは特別委員会への出席を要請された町長等は、議員の質問及び質疑に対して、議長又は委員長の許可を得て、答弁に必要な範囲内で反問することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。